

## 第 8 回

前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会議案書

議案一覽表

議案番号	発電施設種別	許可該当条項	特別保全地区の区分	申請者
1	太陽光発電設備	条例第13条第1項	赤城山地区	高木 幹
2	太陽光発電設備	条例第13条第1項	赤城山地区	株式会社 アイモーション 代表取締役 今井 郁雄
3	太陽光発電設備	条例第13条第1項	赤城山地区	松本 隆子
4	太陽光発電設備	条例第13条第1項	赤城山地区	富士見ソーラーパーク合同会社 代表社員 市原 邦彦

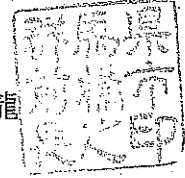


前 都  
令和元年12月11日

前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会 様

前橋市長 山 本

龍



再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について（付議）

このことについて、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第13条第1項の規定による許可申請がありましたので、同条例施行規則第13条第1項の規定に基づき付議します。

なお、同条例施行規則第13条第2項に規定する、本件に関する本市の意見は下記のとおりです。

記

議案第1号への意見

本件については、許可基準を満たしているため許可してよいものとする。

議案第1号

再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可申請について

令和元年12月11日付けで前橋市長から付議がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和元年12月23日

前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会長

# 審査会付議案件

審査会付議案件	第 1 号
申請者氏名	・高木 幹
申請地	前橋市粕川町室沢1098番1、1098番3
事業区域面積	1,270.76㎡
予定発電設備	太陽光発電設備
基準(条例第14条第1項各号)	(規則第12条関係)
(1) 自然環境を害するおそれがない	鳥獣保護法第28条第1項の鳥獣保護区(含む場合、保護すべき措置が取られている)
(2) 景観を阻害するおそれがない	鳥獣保護法第29条第1項の特別保護地区
(3) 土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがない	樹木の伐採が必要最少限度の範囲
	(1) 発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和している
	(2) 隣接する土地との間に緩衝帯が設けられている
	(3) 低木、目隠しフェンス等設置による配慮がされている
	(1) 砂防法第2条により指定された砂防指定地
	(2) 水防法第14条第1項の洪水浸水想定区域
	(3) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
	(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
	(5) 森林法第25条第1項の保安林
	非該当(確認済み)
	非該当(確認済み)
	審査済み(環境政策課)
	審査済み(図面により確認)
	審査済み(図面により確認)
	審査済み(図面により確認)
	非該当(確認済み)
	非該当(確認済み)
	非該当(確認済み)
	非該当(確認済み)
	非該当(確認済み)

<p>(4) 事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画について適合している</p>	<p>(6) 河川法第6条第1項に規定する河川区域</p>	<p>非該当(確認済み)</p>
<p>(5) 排水施設、擁壁その他の施設について適合している</p>	<p>(1) 法面の勾配が一定勾配を超えた場合、基準を満たす擁壁が設置されている</p> <p>(2) 造成計画が宅地防災マニュアルの基準に適合している</p> <p>(1) 必要な排水施設が設置されている</p> <p>(2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たしている</p> <p>(3) 擁壁を設置する場合、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準を満たしている</p> <p>(4) 放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されている</p>	<p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>対象外(下水道接続なし)</p> <p>対象外(擁壁なし)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>対象外</p>
<p>(6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置がされている</p>	<p>(1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられている</p> <p>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう段切りその他の措置が講じられている</p> <p>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられている</p> <p>(4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されている</p>	<p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>審査済み(図面により確認)</p>
<p>(7) 道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがない</p>	<p>(1) 道路幅員が4メートル確保できるように事業区域を後退させるなどの措置が講じられている</p> <p>(2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられている</p>	<p>審査済み(図面により確認)</p> <p>審査済み(東部建設事務所)</p>
<p>(8) 近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられている</p>	<p>(1) 近接する住宅、道路等に対し、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられている</p> <p>(2) 発電設備から発生する騒音が発生する騒音区域や周辺の騒音規制基準に適合している</p>	<p>審査済み(図面により確認)</p> <p>審査済み(環境政策課)</p>

	(3) 事業完了後、発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整っている	審査済み(維持管理に係る計画書により確認)
	(4) 発電設備の搬入及び設置時間、期間等が近隣住民等への影響が最小限である	審査済み(立地環境に関する概要書により確認)
	電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置第6条第2項に基づく発電の認定	認定済み
(9) 電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令に適合している	電気事業者との電力供給契約	契約済み
	-	-
	市の総合計画に適合している	審査済み
(10) 市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画、観光計画その他の将来計画に適合している	市の環境計画に適合している	審査済み
	市の景観計画に適合している	審査済み
	市の都市計画に適合している	審査済み
基準(条例第14条第2項各号)		
(1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められる		審査済み(資金計画書、残高証明書等により確認)
(2) 条例第27条の規定により許可を取り消されている場合、その取消の日から5年を経過している		審査済み(暫約書により確認)
(3) 前橋市暴力団排除条例第2条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配していない		審査済み(暫約書により確認)
近隣住民説明及び協議(条例第12条第2項から第5項)		実施済み(報告書により確認)
備	考	





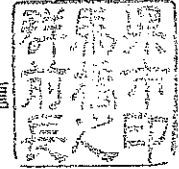


前 都  
令和元年12月11日

前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会 様

前橋市長 山 本

龍



再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について（付議）

このことについて、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第13条第1項の規定による許可申請がありましたので、同条例施行規則第13条第1項の規定に基づき付議します。

なお、同条例施行規則第13条第2項に規定する、本件に関する本市の意見は下記のとおりです。

記

議案第2号への意見

本件については、許可基準を満たしているため許可してよいものとする。

議案第2号

再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可申請について

令和元年12月11日付けで前橋市長から付議がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和元年12月23日

前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会長

審査会付議案件

審査会付議案件	第 2 号	
申請者氏名	株式会社 アイモーション 代表取締役 今井 郁雄	
申請地	前橋市鼻毛石町1850番19、2214番3、2214番9、2214番1、2138番2	
事業区域面積	1,335.57㎡	
予定発電設備	太陽光発電設備	
基準(条例第14条第1項各号)	(規則第12条関係)	
(1) 自然環境を害するおそれがない	(1) 鳥獣保護法第28条第1項の鳥獣保護区(含む場合、保護すべき措置が取られている) (2) 鳥獣保護法第29条第1項の特別保護地区 (3) 樹木の伐採が必要最少限度の範囲	非該当(確認済み) 非該当(確認済み) 対象外(既存樹木なし)
(2) 景観を阻害するおそれがない	(1) 発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和している (2) 隣接する土地との間に緩衝帯が設けられている (3) 低木、目隠しフェンス等設置による配慮がされている	審査済み(図面により確認) 審査済み(図面により確認) 審査済み(図面により確認)
(3) 土砂崩れ、溢水等が発生させるおそれがない	(1) 砂防法第2条により指定された砂防指定地 (2) 水防法第14条第1項の洪水浸水想定区域 (3) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 (5) 森林法第25条第1項の保安林	非該当(確認済み) 非該当(確認済み) 非該当(確認済み) 非該当(確認済み) 非該当(確認済み)

<p>(4) 事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画について適合している</p>	<p>(6) 河川法第6条第1項に規定する河川区域</p>	<p>非該当(確認済み)</p>
<p>(5) 排水施設、擁壁その他の施設について適合している</p>	<p>(1) 法面の勾配が一定勾配を超えた場合、基準を満たす擁壁が設置されている</p> <p>(2) 造成計画が宅地防災マニュアルの基準に適合している</p> <p>(1) 必要な排水施設が設置されている</p> <p>(2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たしている</p> <p>(3) 擁壁を設置する場合、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準を満たしている</p> <p>(4) 放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されている</p>	<p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>対象外(下水道接続なし)</p> <p>対象外(擁壁なし)</p> <p>審査済み(建築指導課)</p> <p>対象外</p>
<p>(6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置がされている</p>	<p>(1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられている</p> <p>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう段切りその他の措置が講じられている</p> <p>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられている</p> <p>(4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されている</p>	<p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>対象外(建築指導課で確認済み)</p> <p>審査済み(図面により確認)</p>
<p>(7) 道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがない</p>	<p>(1) 道路幅員が4メートル確保できるように事業区域を後退させるなどの措置が講じられている</p> <p>(2) 大型車の通行等による既存水路の破損等を防止する措置が講じられている</p>	<p>審査済み(図面により確認)</p> <p>審査済み(東部建設事務所)</p>
<p>(8) 近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられている</p>	<p>(1) 近接する住宅、道路等に対し、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられている</p> <p>(2) 発電設備から発生する騒音が事業区域や周辺の騒音規制基準に適合している</p>	<p>審査済み(図面により確認)</p> <p>審査済み(環境政策課)</p>

	(3) 事業完了後、発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整っている	審査済み(維持管理に係る計画書により確認)
	(4) 発電設備の搬入及び設置時間、期間等が近隣住民等への影響が最小限である	審査済み(立地環境に関する概要書により確認)
	電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置第6条第2項に基づき発電の認定	認定済み
(9) 電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令に適合している	電気事業者との電力受給契約	契約済み
	農地法第5条第1項の規定による許可	許可済
	河川法第55条第1項の規定による許可	許可済
	市の総合計画に適合している	審査済み
	市の環境計画に適合している	審査済み
	市の景観計画に適合している	審査済み
	市の都市計画に適合している	審査済み
基準(条例第14条第2項各号)		
(1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められる		審査済み(資金計画書、残高証明書等により確認)
(2) 条例第27条の規定により許可を取り消されている場合、その取消の日から5年を経過している		審査済み(誓約書により確認)
(3) 前橋市暴力団排除条例第2条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配していない		審査済み(誓約書により確認)
	近隣住民説明及び協議(条例第12条第2項から第5項)	実施済み(報告書により確認)
備	考	

